

町田市学童保育クラブ 入会申請後のながれ

2月
上旬
以降

入会承認決定通知書が届く

学童保育クラブに入会することができます。届いた書類をご確認ください。

3月
末まで

口座振替の登録手続き 【3月末まで】

育成料の口座振替登録手続きは、裏面をご覧ください。

3月
中旬

入会説明会に参加する

開催日時等については、「入会承認通知書」に日程表を同封するほか、2月上旬にまちだ子育てサイトで公開しますので、ご確認ください。

4月から特別（延長）保育をご利用になる場合は、利用申込書を同サイトからダウンロードして、説明会にお持ちください。詳細は、入会承認通知書に同封する案内をご覧ください。

4月

学童保育クラブに通い始める

【減額・免除を申請した方のみ】

育成料減額・免除承認および不承認通知書が届く

4月～6月分の育成料の月額料金について、通知します。口座振替登録手続きが完了している方は、毎月末にその料金が引き落とされます。納付書払いの方は、4月～6月分の納付書を同封しますので、期日までに納付をお願いします。

4月
中旬

- 入会辞退（申請取り下げ）する場合は、オンライン申請、または入会辞退届をご提出ください。
- 学童保育クラブ入会申込み時点で、①小学校が決まっていなかった方または②保育園の入園申し込みをされていた方は、通学する小学校または保育園の入園可否について、決まり次第、ご連絡ください。オンライン申請でも連絡可能です。
- 在籍している場合は、学童保育クラブを利用しなくても育成料がかかります。退会手続きをしないと、学童保育クラブを利用していなくても在籍していることとなります。退会手続きは、退会届を児童青少年課に提出してください。受付日より前にさかのぼることはできませんのでご注意ください。

利用料金（育成料）の減額・免除


- 学童保育クラブの利用料金（育成料）には、世帯の所得に応じた減額・免除の制度があり、同時に2人以上在籍する場合や、在籍日数が月15日以下の場合にも適用されます。
- 適用には申請が必要であり、申請していないと、どのような場合でも9,000円となります。

利用料金（育成料）の支払い方法

口座振替の申し込み

みずほ銀行★○ きらぼし銀行★○ 東日本銀行★○ 西武信用金庫 町田市農業協同組合	三菱UFJ銀行★○ 横浜銀行★○ 横浜信用金庫○ 城南信用金庫 ゆうちょ銀行★○	三井住友銀行★○ 三菱UFJ信託銀行 川崎信用金庫 多摩信用金庫	りそな銀行○ 三井住友信託銀行 芝信用金庫 中央労働金庫○
---	--	---	--

★ Web 口座振替受付サービス可 ○児童青少年課窓口で受付可

- 上記の表で★がついている金融機関は、パソコンやスマートフォンから、インターネット「Web 口座振替受付サービス」から申し込みができます。
育成料の口座振替受付はこちら▶ 
- 上記の表で○がついている金融機関は、児童青少年課窓口でも口座振替の手続きができます。キャッシュカードと、口座名義人の本人確認書類（運転免許証など）が必要です。
- 口座振替依頼書に記入して金融機関でお手続きすることもできます。口座振替依頼書は、各学童保育クラブまたは児童青少年課でお渡しします。口座番号のわかる通帳やキャッシュカードと、口座作成の際に使用した印鑑が必要です。
- 振替日は毎月末日です。（末日が金融機関の休業日にあたる場合には、その翌営業日）
- 過去にきょうだいが在籍していて、同じ口座を利用される場合は、申し込み不要です。

納付書払い・キャッシュレス決済

- 口座振替の申込みをしていない、または残高不足などで口座振替ができない場合は、郵送で納入通知書を送ります。
- 4月中旬に4～6月分、7月中旬に7～3月分の納入通知書をお送りしますので、納期限までにお支払いください。
- 納付書は、指定の金融機関、コンビニエンスストア等でお支払いできるほか、スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済でも納付できます。

育成料の支払い方の詳細は、まちだ子育てサイトをご覧ください▶



特別保育（延長）について

特別保育料（延長代） ※支払方法はクラブによって異なります。

日額500円（月額上限2,000円）

特別保育（延長）時間について

特別保育（延長）時間は下表のとおりです。利用には申し込みが必要です。

